（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（令第３条の国家公安委員会規則で定める給付等） **第12条**　令第３条の国家公安委員会規則で定める給付等は、次のとおりとする。 ［(1)～(17)　略］ ［号を削る。］ (18)～(27)　［略］ （法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合） **第15条の２**　法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)　［略］ (2)　少年法第24条第１項第２号又は第３号の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致をされ、収容をされた場合	（令第３条の国家公安委員会規則で定める給付等） **第12条**　［同左］ ［(1)～(17)　同左］ (18)　婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第12条第１項の規定による手当金 (19)～(28)　［同左］ ［一号ずつ繰り上げる。］ （法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合） **第15条の２**　［同左］ (1)　［同左］ (2)　少年法第24条第１項第２号若しくは第３号の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致をされ、収容をされた場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条第１項の規定による補導処分として婦人補導院に収容をされた場合
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に行われた犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二条第一項に規定する犯罪行為による死亡、同条第五項に規定する重傷病又は同条第六項に規定する障害を原因とする同条第七項に規定する犯罪被害者等給付金については、この規則による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第十二条及び第十五条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。